

既設工場取得事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

空き工場などの遊休施設の活用を促し、活発な地域づくりを目指すために、事業者が既設の建物を購入し、工場または研究所として使用する事業を支援するものです。

2. 助成対象

対象事業	対象者	要件
市内の建物及び土地（建物の取得から前後30日以内に取得した、その建物の立地する一連の土地に限る。）の購入	製造業者	1 工場等として使用するものであること。 2 延べ面積が500㎡以上の自社の事業の用に供されていない建物であること。 3 建物及び土地の投資額の合計が1億円（中小企業者については5,000万円）以上であること。 4 親会社又は子会社から取得するものではないこと。 5 住居系地域ではないこと。 6 建物又は土地の取得日のうち、最も遅い日から3年以内に、工場等を操業すること。 7 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。

※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。

※ 国、県等の補助金と併用することはできない。

3. 助成内容

助成金の額	限度額
工場等の操業を開始した日の属する年度の翌々年度において、課税されることとなる固定資産に係る評価額（建物及び土地に限る）に100分の3（市外からの本社機能移転を伴う場合は、100分の4）を乗じて得た額以内	1の年につき1億円

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

4. 申請期限

認定申請期限	交付申請期間
建物又は土地の取得日のうち、最も遅い日から30日以内	工場等の操業を開始した日の属する年度の翌々年度の4月から6月まで

5. 助成金の申請手順及び提出書類

手 続	提 出 書 類	
事業計画立案 ↓ 計画認定申請 ↓ 計画認定通知書受理 ↓ 事業の開始 ↓ 事業の完了 ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書受理 ↓ 助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付	認定申請時の提出書類	備 考
	計画認定申請書	【第1号様式】
	中小企業者チェックシート	【市様式】※法人のみ
	個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ
	商業登記簿謄本の写し	履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書又はこれらに準ずるもの
	当該事業に係る見積書の写し	左記がない場合は、社内決裁資料の写しなどの、投資予定額の分かる書類の写し
	位置図、敷地図、建築図面（平面図、配置図）	
	固定資産税（都市計画税）相当額が分かる書類	納税通知書の写し又は公租公課証明書の写し等
	会社概要	
	その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
	交付申請時の提出書類	備 考
	助成金交付申請書	【第6号様式】
	事業内容報告書	【市様式】
	市税等調査承諾書	【市様式】※要代表者印
	中小企業者チェックシート	【市様式】※法人のみ
個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ	
交付申請時アンケート調査	【市様式】	
建物（土地）領収書の写し	左記がない場合は、銀行振込確認書などの、事業の支出を証する書類の写し	
固定資産税の納税通知書の写し		
固定資産税の領収書の写し	左記がない場合は、銀行振込確認書などの、固定資産税の支出を証する書類の写し	
計画認定通知書の写し		
建物（土地）譲渡契約書の写し		
その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。	
助成金請求時の提出書類	備 考	
請求書	【第13号様式】	
助成金交付決定通知書の写し		

6. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和62年春日井市規則第19号）別表第2（第4条関係）に定める既設工場取得事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

7. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課

電話 0568-85-6247

FAX 0568-84-8731

メール kigyo@city.kasugai.lg.jp